

## ECサイトを活用した販路拡大事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、農林畜産物の価格低迷や消費の減少により経済的な影響を受ける生産者の販路を拡大することを目的として、予算の範囲内において補助金を交付することについて、南小国町補助金等交付規則（平成19年南小国町規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、南小国町に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 南小国町内で農林畜産物を生産する者であって、その生産物をECサイト等のインターネット販売を活用して販売する者
- (2) 南小国町内の生産物を原材料に使用して製造された加工食品及び生産物を生産する者であって、その生産物をECサイト等のインターネット販売を活用して販売する者

### (補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、ECサイトにて販売を行う生産物に係る送料とする。

### (補助金の額等)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の全額とし、4万円を上限とする。

- 2 算出した補助金の額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

### (補助対象期間)

第5条 補助金の交付対象となる期間は、令和3年7月1日から令和4年3月31日までとする。

### (補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、令和4年3月31日までに、補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 送料明細書（様式第2号）
  - (2) 各ECサイトから発行される振込明細書又は明細書の写し
  - (3) その他町長が必要と認める書類
- 2 町長は、前項の規定による申請があった後、当該申請に係る書類等の審査等により申請内容等が適正であるかどうか等を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 補助金を請求しようとする申請者は、前条第2項の規定による交付決定通知を受けた後において、補助金交付請求書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求を受けたときは、その内容を確認し、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の取消し)

第8条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。第6条第2項の補助金交付決定通知を行った後においても同様とする。

(1) 虚偽その他の不正な行為により補助金の交付を受けたとき。

(2) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第9条 町長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、申請者に対し、補助金返還命令書(様式第6号)により期限を定めてその返還を命ずることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年7月1日から施行する。

(産直ECサイトを活用した販売促進事業補助金交付要綱の廃止)

2 産直ECサイトを活用した販売促進事業補助金交付要綱(令和3年南小国町告示第2号)は廃止する。